

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 下水道建設課

不利益処分の内容	浄化槽の設置等の計画に係る変更又は廃止命令	
根拠法令等及び条項	浄化槽法第5条第3項	
処分基準	根拠条項	浄化槽法第5条第3項
	参考事項	
	設定等年月日	昭和58年 5月18日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者 計画内容の改善が必要な浄化槽設置の届出者</p> <p>2 処分内容 計画の変更又は廃止命令</p> <p>※受理後10日ないし21日以内に命令を行う。</p>	